

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成26年度 第1回川西市都市景観形成審議会	
事務局(担当課)		都市整備部 まちづくり政策室 都市計画課	
開催日時		平成26年7月14日(月)午後1時半～午後3時半	
開催場所		川西市役所4階庁議室	
出席者	委員	出席:澤木委員・平田委員・栗山委員・李委員・森畠委員 欠席:黒坂委員・中江委員	
	その他	なし	
	事務局	福本・大田・橋本・角田・水野	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1)議案第1号 川西市景観計画の策定について (素案全般の検討)	
会議結果		(1)議案第1号 審議経過のとおり	

審 議 経 過

会長	本日は平成 26 年度の第 1 回になりますけども、ご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。今日の議題は、「川西市景観計画の策定について」ということで、昨年度 3 回ほどこれにつきまして、議論させて頂いております。今年度も川西市景観計画の策定につきましては、中心の議題となりますのでよろしくお願ひしたいと思います。それぞれ専門的な立場からご意見賜れればと思います。
事務局	委員 7 名中 5 名が出席しており、半数以上の参加があるため、規則に基づき会議が成立しています。
議長	本日の議題は、「川西市景観計画の策定について」ということですが、議題に入ります前に、皆さんのお手元の資料の確認をお願いできますか。
事務局	(資料の確認)
議長	本日は景観計画の本編について、皆さんの意見をいただきたいと思います。事務局からは、本編以外に資料 1 にあります「景観行政団体への移行について」、資料 2「今後のスケジュール」、資料 4「景観条例改正(案)の概要」の説明があります。
事務局	(事務局説明)
議長	資料 3 の景観計画本編の序章から第 3 章まで、ページでいいますと 11 ページくらいまで、昨年度まででかなり整理して頂いていた部分になりますが、この部分につきましてご意見ございましたらお願いいたします。
委員	P9 の基本理念検討中に入るのは、キャッチフレーズでしょうか、文章でしょうか。
事務局	キャッチフレーズです。
委員	それを表現するキーワードとしては、“豊か”、“暮らし”、“上質”、“魅力”、“幸せ”などになるかと思います。これらの言葉が前後の文章にたくさん出てきますのでそれを拾い上げ、イメージ出来るものと良いと思います。あと、P6 の「都市形成の経緯から見た特徴」の中で、川西市の歴史が書いてありますが、それに集落景観の話は入れたほうが良いんじゃないでしょうか。言葉として、例えば P13 の(1)に「意識を高める」と書いてありますが、主体が書いていません。誰の意識を高めるのでしょうか。文章を読みますと、市民、事業者、行政職員と書いてありますが、この文章の中でステークホルダーという言葉は一回も出てきませんが、その言葉を使った方がいいのではないのでしょうか。1 番目は、「ステークホルダーが川西市に愛着を持ち、誇りに思うようなもの」をとりあえず出しておいて、そこから意識を高めていくというように話を展開した方がいいのではないのでしょうか。
議長	3 つ言っていただけでしたが、いかがでしょうか。基本理念は、キャッチフレーズを公募してそこから選ぶという流れでしょうか。
事務局	市政 60 周年ということで、魅力創造課というところでキャッチコピーがすでにありますので、

	<p>それと合わせて検討したいと思います。</p>
委員	<p>ステークホルダーという言葉はどうでしょうか。最後に用語集があるので、どこかに書けばいいと思うのですが、たまに主体がはっきりしない文章の書き方が出てきますので、その場合は景観形成上のステークホルダーと言ってしまうと、良いのではないのでしょうか。ステークホルダーというのは、利害関係者ということですが、景観が良くなることによって利益を得られる人は誰かということです。利益というのは、物理的なものだけではなくて、心理的なものなど全部含めてなのですけども。利害関係のある人が全部入るので、非常に便利な言葉です。</p>
委員	<p>P4の「計画の目的」のところ、目的と目標が混じっているような気がします。目的というのは、達成したい事柄。目標というのは、目的を達成するために具体的に何をやっていったらいいかというアクションだと思うのですが、P4の「計画の目的」の2段落目は、アクションのことで目標になっています。P23の5-1の5行目「それぞれの主体が…」は、目標ではなく目的ではないのでしょうか。全体を通して、目的なのか目標なのかの整理が必要ではないでしょうか。2つ目として、P4の1-3の基準年次ですが、5年ごとの成果の達成状況の評価は何をもって行うのでしょうか。景観は5年で結果が出るか分からないですし、ここで明文化していいものではないでしょうか。3つ目として、P9の基本理念ですが、景観は川西市ではすでに取り組んでこられたことですし、今の条例で基本理念も書かれておられるはずですので、その内容を踏まえることも大切なのではないでしょうか。</p>
事務局	<p>目標と目的については確かに適切ではないところもあるのですが、市民活動が活発で今後も続けていきたい。市民活動によって景観形成を推進していきたい。そういうところが、目標目的に共通する部分です。</p>
議長	<p>整理するとP4に書かれているのは、計画策定の目的であるということです。A委員がおっしゃられたことは、景観計画の目的としてはこういう景観形成を目指しますと書くべきということです。そのプロセスを盛り上げていくのは計画策定の目的で、それを混同してはいけません。</p>
委員	<p>例えば目標と言えば、「ステークホルダーが全員満足できる景観にします」というほうが正しいのではないのでしょうか。これはあくまで、アクションプランのやり方が書いてあるのかなと思います。目標はあくまで、何かをしますという方向性。先ほど「川西市に誇れる景観がない」という話がありましたが、それは他の市も抱えているところで、それを言ってしまうと都市ブランドは成り立ちません。そうではなくて、一つでも特徴があればいいんだと思います。その他は努力して、良い景観をつくっていかうということで考えればいいわけです。川西市は昔から多田神社だと思っていたのですが、多田神社が一言も出てこない。基本的な背景として、日常生活で楽しめる普通の空間があって、それにずば抜けた景観というものが、これから目指すところでもあり、すでにそうした資源を持っている。例えば、集落と都市が混在しているところだとか、多田神社だとかです。川西市が劣っているとは思えません。</p>
議長	<p>A委員のご指摘の続きになりますが、景観計画の目的にあたる、例えばP2の「“ふるさと景観”の実現」というのは、それが目的であって、それを実現達成するために協働であるとかこの計画を策定しますなど、言い分けて書いておく必要があると思います。</p>
委員	<p>P4は計画の目的でもありますが、まさしく策定の目的ですね。なぜこれをつくるのか、それを整理すればいいと思います。P11のところですが、前回までは順番が違っていたのではない</p>

	<p>かと思いますが、この目標1というのは、目標2、3をする上での配慮事項ですね。こういう景観をつくります。その時にこういう方向でやりますということで、2、3の景観に直接関係することを先にあげたほうが良いのではないのでしょうか。P10の最後の箱に書いてあることが計画の目標だと思いますので、これが基本理念のところに来れば良いのではと思います。あえてキャッチコピーにする必要はないでしょう。正しく理解して頂いた方がいので、取りようによって意味が変わるような言葉ではかえって混乱を招くのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>P11の並びは、確かに協働を重視するあまり違和感があります。A委員の意見に戻りますが、5年ごとに評価するというのは、いかがいたしましょうか。後段になりますが、PDCAサイクルを実施するという事は記載されています。</p>
事務局	<p>総合計画の中で5年に1回市民アンケートを行うことになっておりまして、その中に景観に関する項目もございます。それを一つの目安にしようと考えています。</p>
委員	<p>それは住民の評価であって、成果の達成状況の自己評価ではないと思います。日々の住民の方の清掃活動等を5年毎にチェックすることに何の意味があるのでしょうか。達成状況として評価をすることの意味があるのかと思います。</p>
事務局	<p>5年毎の市民意識調査の結果プラス、重点地区の地区指定等を含めて成果と考えていましたが、もう少し抽象的な表現の方がいいのかもしれない。</p>
委員	<p>ステークホルダーの満足度の評価、例えば5点満点で何点ですか、満足度は今のくらいかということです。そのためにはビフォーアフターがいるんです。景観計画を策定する前にあった景観と、5年後の景観はどう変わりましたかと。それで住民の満足度を聞かないと、何となくではいけません。</p>
議長	<p>景観形成というのは時間がかかるものですので、5年とっていいのか。計画では明確な目標値が設定されるべきですが、5年では進捗状況の確認をするくらいしか書けないのではないのでしょうか。3つ目に関してはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>確かに現行の条例の中に、基本理念はあります。あまり60周年のキャッチコピーにはこだわらず、考えていきたいと思います。</p>
議長	<p>B委員がおっしゃられたP10の最後の欄のところも参考にして、検討して頂きたいと思います。</p>
委員	<p>歴史・文化景観の中で多田神社が先ほど出ましたが、自然景観、集落景観の中にしっかりと里山と表現した方がいと思います。里山がどこに入っているのか分からない。川西の特徴として里山は大きいので、そういう特徴はしっかりと見える方がいと思います。</p>
事務局	<p>今は集落景観の中に含んでいます。</p>
委員	<p>第2章で景観資源を紹介する場所がないですね。地形から見た特徴、都市形成の経緯から見た特徴があって、景観の類型になっています。現在の川西市の景観資源を紹介する内容は、必要ではないのでしょうか。</p>

事務局	<p>バランス的に考えてそういうページを差し込んでもおかしくなければ、事務局としては入れていきたいと思うのですが。</p>
委員	<p>生活シーンにかかわらず、写真展とかで取り上げられるような、市民の方に意識されているものを紹介するページがあったほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>議論はしてきたのですが、例えば4章の A3の折込のページの左下の位置図に、P15 であれば集落の名称を入れさせていただいたり、生活シーンとしてどういう主な例があるかということを取り上げていこうという形にしました。そのため前の方ではできるだけ省略していこうと、4章に譲ろうということで、現在のようになっています。前の方にもう少しボリューム感があってものということですが、そこをどうするか。まとめにくかったというのが正直なところです。</p>
委員	<p>生活シーンとは別に、建物が織りなす景観というのはまた違う性質な気がします。</p>
議長	<p>A委員が言われておりますのは単に代表的な資源を書くということで、C委員が言われておりますのはおそらく景観類型の P8の説明の文章の意図が分かりやすいように充実して頂ければいいのかなと思います。この文章がもう少し特徴のあらわれるような形にしていればいいのかなと思います。ここに示されている例が、いわゆる景観資源といわれるようなものだとも思います。景観と景観資源という括りで書いていただいたらいいかと思います。それでは、第4章から第6章まででいかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほど言ったP13のステークホルダーのことと、P14からP22までの中の景観形成の方針。これの文句は素晴らしいと思うのですが、これはどこかに書かないのでしょうか。この9つの文句が前に並んでたほうが、いいんじゃないかと思います。これは目標に近くないですか。具体的に川西の特徴を表している文章だと思います。あと、P23のタイトルの“責務”を“役割”ぐらいにしたらどうでしょうか。プレイヤーのそれぞれの役割として。</p>
事務局	<p>おっしゃられたように方針が目標に近いということで、9つの方針をまとめて頭出しにさせていただきますたらよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>その方が分かりやすいと思います。色々な川西の意味が込められていますので、これを読むと川西はこういうところかと分かります。これは何に対応していますか。景観類型に対応していますか。</p>
議長	<p>P12の最初の4行の後に一覧表を作って頂いて、本章の見方はそのあとでもいいかなと思います。景観形成の取組を進めていく際に、この4つの視点を重視していますよということではないのでしょうか。4つの視点の(1)の主語が分からないので、ステークホルダーの意識を高めるといったような形でご検討いただいたら、どうでしょうか。ステークホルダーという言葉はわかりにくい言葉かもしれませんので、用語解説をつけていただけるとお願いいたします。日本語で書いて、(ステークホルダー)と付けるのもいいかと思いますが。</p>
委員	<p>施策の方向性ですが、P10の下から2つ目の箱の、まちの基盤となる景観を形成保全していくという、ダイナミックな施策の内容の記述が薄くなってしまったような気がします。里山を含めて山並みを保全しますというようなことが、全体的に見えにくくなっています。P13のところ</p>

	<p>は、都市の骨格となるような景観基盤をしっかりと保全形成して、コアになる建築物、建造物を保全して、公共空間の先導的な取組をして、関係していくステークホルダーと一緒にやっていく。そのような流れだと思います。それをエリアごとにみると、9つの方針がある。全体的に、景観の基盤をきちっと保全していきますというトーンが見えにくくなってしまったように思います。建物の高さ、色などの施策だけにいつてしまっているように見えてしまいます。その前に、まち全体の構成、形成をどうするのかということを出した方がいいと思います。</p>
事務局	<p>景観形成施策の取組方針ということで、規制誘導に偏らないように、参画協働などの重要性につなげるようになるべく記載しておりますが、その中で言われましたようにダイナミックさが消えてしまったのかなと思います。</p>
委員	<p>例えばP14のところでは、山並み景観を形成しますと言っていますが、その施策がどれに対応しているのかということです。樹木等を指定します等の記載があるが、山並み景観を保全する施策がないんです。</p>
議長	<p>それらは土地利用施策で景観施策の範疇を超えているのかもしれませんが。</p>
事務局	<p>「調整区域なので開発を抑制します」という一文がないのかもしれませんが。本市の場合、市民の取組が非常に盛んですので、市民の取組を上を持っていきたいという思いがあって、1番目、2番目に意図的に持ってきています。先ほど目標のところでも、同じ意図で、参画協働をやっていきたいと思いますということを表に出したかったということで、1番目に持ってきております。</p>
議長	<p>P10 で、普段の生活シーンに対して基盤となる景観、特別な生活シーンに対して核となる景観で対応していますが、P14 以降普段と特別と一緒になっています。これを切り分けて、普段の基盤にあたることは4つの視点でいくとこれとこれとこれという形で仕分けたほうが分かりやすいと思います。共通する部分もあると思いますが。</p>
事務局	<p>普段の生活というのは、地道な活動系が多いため、そのようなものを上に書かせて頂いています。特別なところについては景観形成基準、指定等で守っていくということで、上と下で、普段特別ということで並べようとしています。中身が混在しているのは確かです。</p>
議長	<p>基盤となる景観をどのように守っていくのか、その為の具体的な施策というのは抽出できるのでしょうか。抽出できないのであれば、書くべきことをつくっていただきたいと思います。基盤の部分と核の部分と共通の部分、3つぐらいに仕分けして頂いて整理してほしい。その方が見えやすいと思います。</p>
委員	<p>P13 の(3)の「建築物等に対する規制誘導を行なう」ことについて、建物の外観を残していくのと、新しく作るのでは全く違うと思います。今は混じっているように思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>規制と誘導という括りの中で、新しく作るものの規制と今後残していきたいものを確かに一括りでまとめてしまっています。</p>
議長	<p>その説明が、(3)の中に書かれていないです。</p>

委員	P14 の自然景観の中の景観形成施策の取組方針の3つ目のところで、大規模建築物について書いてありますが、この地域で大規模建築物は建築されるのですか。
事務局	市街化調整区域になりますので、基本的には開発を防いでいますという一文が抜けています。緩和する施策もありますので、建つという可能性がゼロではないので、一応記載させていただいております。もう少し説明を加えさせていただきます。
委員	取組例の中で屋外広告物の規制誘導と書いてありますが、分かりづらいです。屋外広告物は建つのですか。
事務局	IC 周辺は可能性がありますが、今後守っていきますということです。
委員	P15 の集落景観のところですが、川西市の集落には空家の問題はないのでしょうか。
事務局	どちらかといえば、ニュータウンの方が空家の問題があります。確かに、潜在的な問題はあると思います。
委員	集落では今、立派な庄屋さんが、空家になっています。景観のメインになるような家なのですが、ただ、所有者はおられます。
委員	集落景観の中で、歴史的な家があると思います。それを市がサポートして守るなど、そこまでは踏み込めないにしても、問題意識としては持っていた方がいいのかなと思いました。第5章の P26 に景観整備機構の記載がありますが、景観法の中には景観協議会ですとか景観協定等の仕組みがありますが、それには言及しないのでしょうか。
事務局	景観協定については、このあと出てきます景観形成地区という地区を創設しようとしているのですが、その中で触れることができるかなと思っております。NPO だけ何故ここで出てきたかといいますと、参画と協働という項目になっておりますので、特に代表するものとして書かせていただいております。
事務局	景観形成地区の中で記述している景観協定よりも、景観法の規定による景観協定は全員同意が必要であるとかそういう厳しい条件でしようとしているところがあったので、そこまでの協定は基準に近くなってしまいますので、中途半端かなと思っております。そこまでののであれば、景観形成基準で取り組もうと思っています。協議会については、行政と市民と事業者が組織をつくってやっていく話ですが、どうしていかはやっていく中で考える話だと思っています。
委員	景観整備機構については出来る見通しがあるという事でしょうか。作るという意思表示でしょうか。
事務局	見通しはないです。もう一度整理します。
委員	P28、29 ですが、景観形成地区と景観重点地区、景観建造物と景観重要建造物に分ける意図はあるのでしょうか。

事務局	<p>景観法による指定は、特に建造物に関しては所有者に対する非常に厳しい制限があります。その前に市民が親しみやすいもの、まちのシンボリックなものを規制をかけずに指定できないか検討しております。それであれば景観法によらず緩やかな指定をしておいて、段階的に景観法による指定として考えていけるかなと考えております。</p>
委員	<p>景観条例自体がそういう趣旨のものでしょう。意識を高める上では必要なことだと思います。</p>
委員	<p>制度を知らない人にはなんでだろうということになるので、2段階にした意図というものをきちんと書くことは必要だと思います。</p>
事務局	<p>景観重点地区というのは、法律に基づく地区です。都市計画法に基づく景観地区という3段階目もあるのですが、そこまでは狙っていないので載せておりません。景観法では景観計画区域という言葉しか出て来ませんが、これは市全域を指定しようとしておりまして、その中で特に景観を重点的にしていこうとするものを、景観重点地区という呼び名で指定しようとしております。そして重点地区に関しては、基準をつくらうということです。</p>
委員	<p>P28 の下の表で、今2つの地区が指定を受けているのですが、多田神社は入っていないのですか。ただ、多田神社を点で指定するのではなくて、その周辺を含めて面で指定していただきたいと思います。それが出てこない川西らしさが出てこないのではないかなと思います。歴史・文化的価値のある景観資源を有する地区の並びに記載して頂きたいと思います。</p>
委員	<p>神社の前の河川の工事をしていますが、そういう工事は景観的な縛りはかけられないのでしょうか。多田神社の周りでミニ開発などがされていて、なかなか周辺全体に規制をかけるのは難しいのですが、この辺りはいけそうだなというところを上手く縛りをかけて、景観を意識してもらおうことが大切です。</p>
事務局	<p>神社とかお寺さんには、逆に規制してほしくないという意見もあるかもしれません。P30 のところで、景観上重要な公共施設の中に一覧表がありますが、その一番下の景観上重要な地区内にある公共施設に関しては、指針を設けていきたいと思いますように考えております。</p>
委員	<p>今年の源氏祭りが多田神社で行われずに、街中で行われました。景観的にはマイナスだと思います。多田神社でやらないと価値がないと思います。</p>
事務局	<p>今回は50周年にあたるということで、紹介の意味も込めて、駅前で開催したと聞いております。</p>
委員	<p>計画の目的のところ、「景観は個人のものでなく、公共のものである」ということを書いてほしいと思います。公共財という前提があって、景観計画につながっているということです。P7、8ですが、P7で“基本となる面的景観”と書いてますが、これをP8のものをそのまま面的景観ということにして、最初から分かるようにした方がいいのではないのでしょうか。前は丁寧に書いてあったのですが、今は不親切になってしまっています。別々に読まないとなりが分からなくなっています。P12 に表の見方が書いてありますが、これがなくても分かるような構成にした方がいいんじゃないのでしょうか。</p>

委員	<p>5章の書き方にやはり違和感を感じます。5章の1に「責務」と書いてありますが、ここでいいたいことは各ステークホルダーの「責務意識を醸成する」ということだと思うのですが、P13の(1)と符合しているんだと思います。P13の(1)から(4)で書いてあることと、5章の中項目は符合しているべきだと思います。そうすると、5-1、5-2はいいのですが、5-3から施策の中身になっています。3では、先導的な取組をアピールしていきます、重要なものを保全していきますといった並びになって、その中に具体的に地区を指定しますとか、協議会を作ります、協定を制定しますということになるのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>今の5章は条例の並びそのままなのだと思います。不親切になっています。景観協定とか協議会の話を書かないというのは、条例の改正案とリンクして書いて書けないのでしょうか。</p>
事務局	<p>併行して修正するので、直せないことはないです。</p>
議長	<p>その他いかがでしょうか。それでは説明はなかったのですが、基準編ですね。これは、ほぼ現行の条例に基づく景観形成基準の内容を踏襲しています。追加されたり改正されたりしたところはありますか。</p>
事務局	<p>基準をそのまま活かしていくという方針ですので変わりません。今まで基準を変えないといけないほどの、問題はありません。河川景観はこれまでは軸として扱ってきましたが、これからは重点地区としての指定を考えています。</p>
委員	<p>今まで通りで基準を変えないということですが、色彩についてはアクセントカラーの割合ですとか、屋外広告物については個数の問題ですとか、いずれ考えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>今回は今まで通りでいきますが、いずれ改善を検討したいと思います。</p>
議長	<p>今後の進め方に関しては、10月下旬くらいに第2回審議会を開催して構想案(パブコメ案)を確認し、11月下旬くらいからパブリックコメントにかかけます。その結果を受けて、1月に第3回審議会を開いて最終案をまとめていくという流れになります。次回が素案検討の最終になります。また、審議会資料は早めに委員の方々に見ていただけるような形にしていきたいと思います。</p> <p>間もなく時間となります。本日の意見を踏まえて、計画案をとりまとめていただきたいと思います。本日はありがとうございました。</p>